

1

介護合算算定基準額（限度額）

※ 所得区分については、毎年7月31日に加入する医療保険の高額療養費の限度額区分を適用します。

<平成30年7月まで>

区 分		医療保険+介護保険 【70歳~75歳未満】
現役並み所得者の方		67万円
一般の方		56万円
区民税非課 税世帯の方	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

<平成30年8月から>

区 分		医療保険+介護保険 【70歳~75歳未満】
現役並み所得者Ⅲの方		212万円
現役並み所得者Ⅱの方		141万円
現役並み所得者Ⅰの方		67万円
一般の方		56万円
区民税非課 税世帯の方	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

区 分	医療保険+介護保険 【70歳未満】
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

- (1) 「期間内の医療費総額」から「期間内の高額療養費の総額」を差引き、「医療費自己負担額」を計算します。
- (2) 「期間内の介護費総額」から「期間内の高額介護サービス費の総額」を差引き、「介護自己負担額」を計算します
- (3) 「医療費自己負担額」と「介護自己負担額」を合計し、上記介護合算算定基準額を超えた額が支給総額となります。(ただし、支給額が500円以下の場合には支給されません。)
- (4) 支給総額を医療保険と介護保険それぞれの自己負担額の比率に応じて按分計算をし、医療保険者と介護保険者双方からそれぞれ支給されます。

支給計算にあたっての注意

- ① 合算対象期間中に、墨田区以外の医療保険や介護保険を利用された方、合算対象期間末日（7月31日）までに既に他の医療保険に加入されている方は、申請にあたり「自己負担額証明書」の添付が必要となる場合があります。墨田区以外の医療保険や介護保険の利用分については、それぞれの保険担当へお問い合わせください。
- ③ 介護保険の自己負担額と70歳以上の方の医療費は全て計算対象となります。
- ④ 70歳未満の方の医療費は、1ヶ月に1ヶ所の医療機関の自己負担額が診療報酬明細書（レセプト）単位で21,000円以上のものが計算対象となります。
- ⑤ 保険適用外の治療費や差額ベッド代、食事代は計算対象外です。
- ⑤ 対象世帯で、70歳～74歳の方で医療及び介護いずれにも自己負担額があり、さらに70歳未満の方がいる場合は、まず、70歳～74歳の方の自己負担額を合算し、70～74歳未満の方の区分に基づく限度額を適用して支給額（※1）を計算します。
次に（※1）の支給額を除いた額（自己負担額）と70歳未満の方の自己負担額を合算し、70歳未満の区分に基づく限度額を適用して支給額を算定します。（※2）
（※1）と（※2）で計算された合計が支給総額になります。